## 1.奨学金

1.奨学金				
奨学金名	SGH財団奨学金(佐川留学生奨学財団)			
財団·寄付者	SGH財団奨学金(佐川留学生奨学財団)			
目的	東南アジア諸国からの私費外国人留学生に対して奨学援助を行い、わが国と東南アジア諸国との友好親善に寄与すること			
給付額	100,000 円/月 (学部) 100,000 円/月 (大学院)			
給付回数	12 回/年			
奨学金受給期間	2018/4-2020/3 *最長2年間(ただし、大学における在籍期間中に限る)			
推薦人数	1名			
募集人数	20 名			
応募資格 (全て該当す る者)	国際学生 対象セメスター *2018年		盟国(フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ブルネイ、ミャンマー、ラオス、カンボジア)の国籍を持つ正規生のうち在留資格が「留学」 ✓ 5セメ	
	<u>-12015</u> 4月時点	大学院生	修士: ✓1セメ 博士: ✓3セメ * 修士1セメについては学内進学者のみ	
	他奨学金			
の日/	成績	通算GPAが	が2.8以上である者 (2017春セメスター終了時点)	
	通算単位数		2セメ終了者   3セメ終了者   4セメ終了者   5セメ終了者   6セメ終了者   7セメ終了者   28単位   44単位   60単位   76単位   92単位   108単位	
	その他	(1)学業・人 (2)2018年4 (3)他の奨 (4)奨学金の	人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者 54月1日現在で、学部学生は27歳未満、大学院学生は35歳未満である者 2学金を受けていないもの 3の受給期間中において財団が主催する交流会、採用証書授与式にすること 5終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力すること	
義務/その他	奨学生が以下の(1)(2)該当する場合は、奨学金の支給を休止・停止及び期間の短縮をすることがあります。 (1)休学、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止する。 (2)学業又は素行等の状況により、奨学生としての適正さを欠くに至ったと認められるときは、支給を停止し、または支給期間を短縮する。  奨学生が以下の(3)(4)(5)に該当する場合は、奨学金の支給を打切ることがあります。 (3)申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。 (4)大学において懲戒処分を受け、または成業の見込みがないと判断されるとき。なお、本財団奨学生にして不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。なお、本財団奨学生同士が結婚した場合には、1人は受給資格を失う。			
定期健康診断	前セメスターまたは今セメスターでAPU定期健診を受診完了している者または予定の者(再検査・精密検査・未受診は不可)			
その他注意	・応募資格要件を満たしていない場合や、記入内容に不備(記入漏れ、サイン漏れ)があった場合は書類を受理しません。 ・記載内容に虚偽があった場合は失格とします。 ・提出はスチューデント・オフィスの窓口開室時間に、スチューデント・オフィス窓口にて受け付けます。(郵送およびメール不可) 【問い合わせ】 〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1 立命館アジア太平洋大学 スチューデント・オフィス(奨学金担当) 【Email】apustu1@apu.ac.jp *件名:「国際奨学金申請」			
締め切り	2018年1	月23日(火	<u>面接</u> (一次合格者のみ) 2018年2月9日	

## - 今後の予史

<u> 今俊の予疋</u>	
申請締切	2018年1月23日 16:30
結果発表(個人伝言)	2018年2月2日
面接	2018年2月9日
結果発表(個人伝言)	2018年2月15日
財団への推薦締切	2018年4月中旬
財団面接	未定
採否通知	未定 *大学宛て通知